

解説

1. 本書におけるストランディングの定義

ストランディング (stranding) とは、本来は船の座礁を意味し、鯨類が生きたまま海岸に乗り上げて身動きがとれない状態を意味する。厳密には死体の漂着 (beaching) と区別する場合もあるが、一般的には生死を問わずに海岸に到達したものをすべてをストランディングと称する。また、ストランディングを救護の対象として扱う観点からは、海産哺乳類 (鰭脚類、海牛類及びラッコを含む) が「自力で対処できない」、すなわち人為的な救護を必要とする状態をすべてストランディングと呼び、この意味でイルカやアザラシなどが本来の生活水域から離れて港や河川の奥に迷入する現象もストランディングに含まれる。また、複数の個体が同時に座礁する現象をマス・ストランディングと呼ぶ (親子2頭の場合を除く)。

一方、これら鯨の座礁・漂着・迷入などの現象に対して、定置網や刺し網、巻網などの漁具による混獲 (incidental take, by-catch) は、基本的に自然現象であるストランディングと異なり、人為的な事故であることから、通常はストランディングとしては扱わない。しかし、日本における混獲事例は、沿岸に数多く設置された定置網や小規模の刺し網等によるものが多く、その記録が沿岸の鯨類生物相を知る上では大変貴重な資料となること、また混獲された動物が生存していた場合、自力で対処できず救護が必要という観点からは迷入と同様であることなどから、本書ではストランディングレコードを大きく漂着 (座礁や死体の漂流を含む)、迷入、混獲の3形態に分類して取り扱っている。

2. 本書で扱っている記録と扱っていない記録

本書に掲載されている記録は、日本沿岸での鯨類の漂着 (生体の座礁、死体の漂着・漂流)、河川や港湾への迷入の他、定置網などの漁具による混獲事例を含んでいる (前掲「ストランディングの定義」参照)。鯨種については、種名が確定できなくても分類科あるいは属レベルで判明した事例は掲載した。また、ストランディングではないが、希少種の目撃例や珍しい事例等についても、参考のため掲載している (後述「データの分類と記録番号」参照) が、何を「珍しい」とするかについては明確な定義はなく、偶発的にメディアに報道された事例等を取り扱っている。

以下の情報は本書では記載していない。

- ①鯨類ではない海産哺乳類の事例 (トド、オットセイ、アザラシ、ジュゴン、ラッコなど)
- ②外国のストランディング事例
- ③鯨類の漂着と思われるが鯨種がまったく不明の事例
- ④1900年以前の事例
- ⑤情報提供者の名前、所属等の個人情報

3. 記録の情報源

本書に記載されている記録の情報源には、以下のものが含まれる。

- ①発見者あるいは観察者から(財)日本鯨類研究所(東京都中央区)もしくは(公財)下関海洋科学アカデミー鯨類研究室(山口県下関市)に報告された情報
- ②新聞記事、書籍、雑誌、ウェブサイト等から収集された情報
- ③学術論文、学会報告などで公表された情報
- ④他のデータベースから許可を得て転載した情報
- ⑤各都道府県を通じて水産庁に報告された座礁・漂着・混獲記録の一部で、水産庁の許可を得てデータベースに登録した情報

4. 鯨類の混獲情報に関する注意事項

水産庁は2001年7月より、定置網で混獲される大型鯨類(いわゆるIWC管理種)のうち水産資源保護法指定種を除く種について、DNA登録を条件に利用販売ができるよう省令を改訂した。DNA分析登録機関に指定された日本鯨類研究所では、水産庁の許可を得てこれらの定置網による混獲情報を公開してきたため、本書においても省令改定後の大型鯨類(特にミンククジラ)の定置網混獲事例が急増している。一方、大型鯨類以外の種(主にイルカ類)の定置網や他の漁法における混獲については、法令上の報告義務が無いため、情報の収集は散発的である。従って、本書に記載された混獲記録に関しては、収集年度や漁法、鯨種によって記録数に明確な偏りがあるので、本書を引用して統計的な分析等を試みるような場合には、これらの点に十分な注意が必要である。なお、本書は基本的に2012年末までのストランディングデータを収録しているが、省令に基づく大型鯨類の定置網混獲情報については2012年6月末までの情報が収録されている。

5. 情報収集の均一性について

冒頭にも述べたが、本書の基となるデータベースは、多くの個人や団体の協力で収集・報告された情報で成り立っている。ストランディング情報は年々増加傾向にある(巻末「ストランディングは増加しているか」参照)が、本書が自然界におけるすべての事例を網羅しているものではない。なぜならば日本列島において人が居住していない海岸線は長きにわたるし、全国の海岸線でストランディングの監視が均一の努力を払って行われているわけではないからである。ある地域におけるストランディングの記録は、その海域の鯨類の分布を反映はするものの、情報の頻度(記録件数)は、人口の多い地域と少ない地域、あるいは情報提供者の多い地域と少ない地域で差があると考えられるべきである。

6. 本書からの引用及び原データの照会について

本書に記載されたデータは、すべて過去に公表されたものか、情報提供者によって公表を許可されたものである。従って本書からの引用に関しては、出典を明らかにする限り制限はない。一方、原データの照会・閲覧等に関しては、個人情報の保護および写真や計測値などのデータ所有権等の観点から制約がある。具体的にはデータを保管する公益財団法人下関海洋科学アカデミー鯨類研究室もしくは財団法人日本鯨類研究所に相談されたい。

表各項目の説明

1. 登録番号

データベースに登録されている情報の分類番号。ストランディングデータは個体ごとではなく、発生事例ごとに1件として記録されている。アルファベットは情報の種類と該当鯨の分類（ヒゲクジラ類かハクジラ類か）を示し、番号はデータベースに登録した順に記載されている。記号の分類は以下の通り。

O：ハクジラ類の記録

M：ヒゲクジラ類の記録

RO/RM：文献や書籍からの引用情報

DO/DM：他のデータベース等からの転記

EX：目撃情報や混獲以外の捕獲情報などストランディングに定義されない情報

2. 種名

本書では基本的に種ごとに記載しているため、種名の項は不要とも言えるが、一部の記録では属名（例えばコマッコウ属やマイルカ属）での表記となっているため残してある。種名については基本的に報告時の種名を用いるが、後日新たな情報や再検証の結果変更する場合がある。

また、種の分類そのものが時代によって変化する場合がある。マイルカ *delphinus delphis* とハセイルカ *delphinus capensis* は、従来1属1種マイルカ *delphinus delphis* として扱われてきたが、1990年代半ばより2種に分けるべきであるとの考え方が一般的になった。このためストランディングレコードにおいても、写真などの明らかな証拠が残されている記録では過去にさかのぼって両者の分離を行っているが、不明なものについてはすべてマイルカ *delphinus delphis* としてのみ記録されている。すなわち、過去のマイルカの記録にはハセイルカ *delphinus capensis* が含まれている可能性がある。同様に、バンドウイルカ（ハンドウイルカ）*Tursiops truncatus* とミナミバンドウイルカ（ミナミハンドウイルカ）*Tursiops aduncus* も、近年まで、バンドウイルカ *Tursiops truncatus* 1種として扱われてきたため、過去の記録では両種ともバンドウイルカとして記載されている可能性がある。コマッコウ *Kogia breviceps* とオガワコマッコウ *Kogia sima* については、曖昧な情報に関しては可能な限り識別するよう注意したが、識別できない事例はコマッコウ属として記載した

3. 評価

種名が研究者により確認された記録はAおよびBで示してある。両者の精度に差はないが、このうち編者が種を確認した記録を便宜的にAとしている。種名の判定に曖昧な点がある記録や、科のレベルでしか種名が判定できない記録はCとしてある。

4. 群頭数

ストランディングデータは個体ごとではなく、発生事例ごとに1件として記録されている。従って、マス・ストランディング等の複数個体の事例や、目撃情報（登録番号がE X-）等では1群の個体数（大群の場合は最も信頼できる推定値）が記録してある。

5. 雄/雌

上記の群頭数のうち、雌雄の判別ができた個体数を記載してある。従って両者の合計は必ずしも群頭数の数値と一致しない。

6. 海域

発見海域をオホーツク海、太平洋、日本海、瀬戸内海、東シナ海で分類してある。海峡部では、海峡で接続する両海域を、発見地点に近い方から順に併記している（例：津軽海峡であれば、「日本海/太平洋」もしくは「太平洋/日本海」）が、どこを分岐点にするかは明確な基準を設けていない。

7. 都道府県/位置

発見した都道府県および位置を記載してある。海上で発見された場合は、基本的には直近の陸地の都道府県を記載した。位置は行政区割の他、混獲等の場合は地域の漁場名も記載した他、データベース上での検索キーワードを兼ねて、湾や海峡、島嶼群の名称等も一部補足した。対象個体が（自力遊泳や死体流失等で）複数の地点を移動した場合は、最初の発見位置を記載してある。

8. 西暦年月日

対象個体が最初に発見された日付を8桁の数字で記載してある。月や日が不明の場合は、それぞれ00として記載している。記録は発見日なので、死亡漂着等の場合は、該当個体が実際に死亡あるいは漂着した日とは限らない点に注意が必要である。

9. 状況

漂着・・・死体の漂着、生体の座礁を含む。生存個体が海岸の浅瀬付近まで来た場合も漂着として分類した。

漂流・・・死体もしくは衰弱個体の海上漂流。対象個体が港内や岸壁等に浮遊している場合は漂着とした。

迷入・・・生体の場合のみ分類した。状況により港内迷入、河川迷入などと記載したが、広い湾内などで遊泳が発見された場合は一過性と考え、原則としてストランディングとして扱わず目視情報とした。

マス・ストランディング・・・複数個体の座礁・漂着で、親子とは思われない群をマス・ストランディングとした。

混獲・・・漁具の種類もわかる範囲で記載した。

その他・・・ストランディングとして取り扱わない事例は「目視情報」等の説明を記載した。

10. 生/死

発見時の生存状況と、生きていた場合にはその転帰（死亡、捕獲、飼育、放流等）を記録してある（長期的な転帰は備考欄に追記）。空欄は不明。

11. 体長

該当個体の体長をm単位で記載。なお、データベースが事例ごとの記載になっているため、マス・ストランディングや複数個体の混獲事例では1頭のみデータを記載し、別途「生物情報」欄に判明した全個体のデータを記載してある。

12. 体重

該当個体の体重をkg単位で記載。なお、データベースが事例ごとの記載になっているため、マス・ストランディングや複数個体の混獲事例では1頭のみデータを記載し、別途「生物情報」欄に判明した全個体のデータを記載してある。

13. 生物情報

発見時の個体情報、詳細な調査データの有無等を記載。

14. 標本

採集された標本の種類とその所在について得られた情報を記載してある。

15. 備考

付帯情報について記載してある。

16. 文献

該当事例に関連する雑誌記事や学術報告等について、巻末の文献リストの番号を記載してある。